

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

様式14

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成28年度中央区コミュニティ育成事業	200	(一財)大阪市コミュニティ協会	10,166,000	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成28年度大阪市中央区における新たな地域コミュニティ支援事業	200	街角企画(株)・(有)OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体	20,190,600	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成28年度地域福祉見守り活動事業	200	(社福)大阪市中央区社会福祉協議会	17,502,562	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	平成28年度とんぼりリバーウォークにぎわい事業 「にぎわいスクエア」atとんぼりリバーウォーク	109	(株)ムーヴ	6,653,000	平成28年4月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	平成28年度「区民協働による魅力発掘&発信ツールを活用した交流事業」	185	街角企画(株)	1,800,000	平成28年4月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	平成28年度 古典芸能・芸術を通じた船場地区活性化事業	109	(公財)山本能楽堂	3,608,000	平成28年4月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	平成28年度「市民協働型自転車利用適正化事業『DO!プラン』」	185	(株)都市空間企画研究所	2,646,000	平成28年4月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	平成28年度中央区の歴史と文化を活かした生涯学習事業業務委託	200	(株)オフィス・オルタナティブ	2,939,760	平成28年5月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度中央区コミュニティ育成事業にかかる業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い、交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展を目指した事業実施が求められている。

したがって、企画運営が事業方法など総合的に勘案する必要があり、最も優れた提案者を採用する公募型企画プロポーザルの採用が適していると考えられるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06 - 6267 - 9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度大阪府中央区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社 OM 環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

3. 随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06 - 6267 - 9840）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度地域福祉見守り活動事業業務委託

2. 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は、各地域の中心となる人材が高齢者等が暮らす中で行政の窓口的役割として、行政の役割を補完しながら、地域の中で多様な担い手をコーディネートし、多岐に渡る諸課題に対応する体制を整備することを目的としている。

福祉相談に適切に対応できる資質を備え、地域事情に精通した人材をコーディネーターとして、各地域社会福祉協議会に配置し、また、コーディネーターの管理監督者である専門指導員を別途 1 名配置することなどが必要とされるため、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できる。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課保健福祉グループ（電話番号：06 - 6267 - 9199）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度とんぼりリバーウォークにぎわい事業
「にぎわいスクエア」at とんぼりリバーウォーク

2. 契約の相手方

株式会社 ムーヴ

3. 随意契約理由

本事業は、中央区のまつりやイベントなどの情報発信・ネットワーク化を図るとともに、道頓堀川周辺、とんぼりリバーウォークへ多くの人を惹きつけ、にぎわいを創出することにより、大阪ミナミの活性化を目的とした事業である。よって、「とんぼりリバーウォーク」において、行政、商店会や企業等が連携し、各種集客イベントを連続的なプログラムにより実施していく必要がある。

本事業の要となる集客効果の高いイベントの開催については、高度な企画力が求められる。また、情報収集を行ううえで地域ネットワークの構築が不可欠であり、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施する業務委託において、優れた成果が期待できる。よって、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課にぎわい創造グループ(電話番号: 06 - 6267 - 9832)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度「区民協働による魅力発掘 & 発信ツールを活用した交流事業」

2. 契約の相手方

街角企画 株式会社

3. 随意契約理由

本事業は、地域間や世代間のコミュニケーションのきっかけとなるような交流事業を企画・実施するとともに、中央区の魅力発信ツールを新たに検討・作成し、区内の魅力資源の発掘に努めるものである。また、歴史や文化をはじめとする様々な経験や特技を“お宝”として伝えることのできる人材を「中央区まちのすぐれもん」に発掘・登録し、活用することで、区内の人と人、人と地域をつなげることをめざしていく。そのため、見積金額の外、市民協働の方法や交流事業の企画内容・まちのすぐれもんの活用などの総合的な観点から業者を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課にぎわい創造グループ(電話番号: 06 - 6267 - 9832)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度 古典芸能・芸術を通じた船場地区活性化事業

2. 契約の相手方

公益財団法人 山本能楽堂

3. 随意契約理由

本事業は、船場地区にゆかりの深い古典芸能・芸術といた魅力を効果的に伝えることで、より多くの来街者に当該地域の魅力を発信するとともに、地域にかかわる人々が誇りを持ってにぎわいのあるまちづくりに携わる機運が醸成されることを目的とする。

そのため、見積金額の外、効果的な催しの開催においては、趣向を凝らした内容を検討・実施し、船場のブランド力向上の観点から業者を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課にぎわい創造グループ(電話番号: 06 - 6267 - 9832)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度「市民協働型自転車利用適正化事業『DO!プラン』」

2. 契約の相手方

株式会社 都市空間企画研究所

3. 随意契約理由

本事業は、中央区放置自転車等対策連絡協議会と一体となって、市民主体で放置自転車対策に取り組むための組織構築や地域特性、自転車利用者の特性に応じた啓発活動などに取り組むことにより、市民協働で放置自転車対策を進める機運が区内の各所に広がることをめざすものである。

そのため、見積金額の外、市民協働や組織構築の手法や地域特性・自転車利用特性等に応じた啓発活動の企画内容などの観点から業者を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課にぎわい創造グループ(電話番号:06-6267-9832)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度中央区の歴史と文化を活かした生涯学習事業業務委託

2. 契約の相手方

株式会社オフィス・オルタナティブ

3. 随意契約理由

歴史的・文化的資源の豊富な中央区の特性を活かし、伝統芸能を中心とした歴史・文化の解説や体験等の催しの実施により、区民が学びを通じてまちの魅力を発見しまちへの愛着を深めること、また参加者の学びがより深まることで地域に根ざした生涯学習のさらなる活性化を目指すことを目的として実施する。

本事業の企画については、伝統芸能や歴史・文化についての専門的な知識・技術、市民にわかりやすく伝えるためのノウハウや応用力が必要とされるため、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ(電話番号: 06 - 6267 - 9837)